

1 国の動き

- 近年、地下水を揚水し熱利用した後、その全量を再度地下に還元する「帯水層蓄熱システム」の技術開発が進み、2019年9月には、大阪市における帯水層蓄熱型冷暖房事業が認定を受け、国家戦略特区の枠組みでビル用水法の技術的基準が緩和され、2025年度より商業ビルでの運用が開始
- こうした状況を踏まえて、帯水層蓄熱システムを含めた「地下水還元型地中熱利用システム」について、地域の地盤特性を踏まえ、地盤環境影響に配慮したビル用水法の技術的基準の見直しに関する検討を推進

(参照)

環境省「建築物用地下水の採取の規制に関する技術的基準等に係る検討会」、2026年、環境省ホームページ、https://www.env.go.jp/water/jiban/page_00279.html

2 都の対応

- ビル用水法の許可権者は都道府県知事であり、都による審査・許可が必要
- 今後検討委員会において、適宜報告しながら意見を頂く予定